

広島県告示第一二百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年二月二十七日

廣島縣知事 湯嶋英彦

所在 地	土砂災害警戒区域	区域の名称	古江奥(二二一) 二六一(一)
広島県尾道市向東町地内	土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	崩壊急傾斜地の
表区域示の	表区域示の	表区域示の	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	区域の名称	古江奥(二二一) 二六一(一)
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	崩壊急傾斜地の
号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で行政進災域等の土砂災害に關防に止おれ規法 定令令に害に關す第平十成る對ける警規法 め第八平する事十成る對ける警規法 四十法策にび 項四十法策にび	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で行政進災域等の土砂災害に關防に止おれ規法 定令令に害に關す第平十成る對ける警規法 め第八平する事十成る對ける警規法 四十法策にび 項四十法策にび	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で行政進災域等の土砂災害に關防に止おれ規法 定令令に害に關す第平十成る對ける警規法 め第八平する事十成る對ける警規法 四十法策にび 項四十法策にび	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。